

学校における働き方改革基本方針

令和4年7月～令和7年3月



令和4年7月

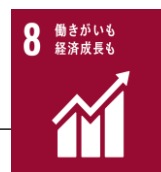
幸手市教育委員会

目 次

1	「学校における働き方改革基本方針」策定の趣旨と目的・・・・・・・・・・	1
2	これまでの取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	基本方針と目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	目標達成に向けた四つの視点と主な取組	
	（１）教職員の負担軽減のための条件整備【重点】・・・・・・・・・・	6
	（２）教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】・・・・・・・・	6
	（３）教職員の健康を意識した働き方の推進・・・・・・・・・・	6
	（４）保護者や地域の理解と連携の促進・・・・・・・・・・	7

1 「学校における働き方改革基本方針」策定の趣旨と目的

目的：「希望と力と誇り」のあふれる魅力ある学校を創造するため、働き方改革を推進する



令和4年4月、埼玉県教育委員会は「学校における働き方改革基本方針」を改定しました。改定された県の基本方針では、『日本一働きやすい』『埼玉の先生になりたい』と言われる埼玉県を目指して～『効率的で効果的な教育』『多様なワークライフスタイル』『未来の自分への投資時間の確保』の実現～が本県の目指す教職員の働き方として新たに打ち出され、実効ある取組が位置付けられています。これを踏まえ、幸手市教育委員会においても、「学校における働き方改革基本方針」を策定しました。

本市はSDGsの持続可能な開発目標4「質の高い教育をみんなに（ターゲット4.1）」開発目標8「働きがいも経済成長も（ターゲット8.8）」の達成を視野に入れ、『希望と力と誇り』のあふれる魅力ある学校を創造するため、働き方改革を推進することを目的として方針を示し、取組を推進していきます。また、本市ではこの目的遂行のため、教職員が元気で生き生きと子供たちへの指導に専念できるよう、教職員の多忙化解消・負担軽減を全力で進め、教育の質の維持向上に取り組んでいきます。

埼玉県の目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して～「効率的で効果的な教育」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～



埼玉県の目指す教職員の働き方を実現するために、以下の目的を設定

幸手市の基本方針策定の目的

「希望と力と誇り」のあふれる魅力ある学校を創造するため、働き方改革を推進する

土台となるSDGsの持続可能な開発目標



ターゲット4.1

2030年までに、すべての少女と少年が、適切で効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育・中等教育を修了できるようにする。



ターゲット8.8

移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。

2 これまでの取組と課題

(1) 令和3年度までに実施した、働き方改革の取組

⇒教育委員会による学校へ物的・人的・意識改革支援の取組

物的支援

- ① 統合型校務支援システム活用で、様々な文書等を電子化
【学校出席簿、要録等の公簿】
- ② ICT 活用によるアンケートや会議資料の電子化
【学校評価、学校生活、タブレット活用等アンケートを Microsoft Forms で効率的に集計】
- ③ IC カード等による出退勤管理
- ④ 学校閉庁日の設定（年3日間）
- ⑤ 会議のオンライン化
【就学支援委員会等を集合型と非集合型のハイブリットで実施等】

人的支援

- ① 教員業務支援員の全校配置（12人）
【消毒作業、配付文書の印刷、教材・資料の整理、学校行事の準備等】
- ② 市費会計年度職員配置（88人）
【教育支援員、日本語指導員、幸手アフタースクールコーディネーター及び講師、心すこやか支援員、さわやか相談員、学校教育専門員、図書館協力員、ふれあい相談員】
- ③ 学校運営協議会の全校実施
【各校年3回程度実施】

意識改革支援

- ① 管理職の働き方改革プロジェクト会議実施【教頭会で5分間の会議実施】
- ② 共同学校事務室の組織を活用した、教職員の業務改善

⇒各校における独自の取組

内 容

- ・水曜日のノー残業デー設定 ・タブレットを活用した欠席連絡
- ・会議の効率化（会議をオンラインで実施、時間を設定、資料を電子化）
- ・「青空年休」と命名し、年休取得促進
- ・退勤時間に「蛍の光」を流して意識付けを図る
- ・PTA の協力を最大限にお願いして、行事を実施
- ・働き方改革キャラクター作成 ・文書やフォルダの整理を定期的 to 実施
- ・アクションシートを活用し、業務を分析して組織で解決
- ・ノー部活動デーを木曜日に設定 ・日課表の見直しと会議の精選
- ・出退勤シートの振り返り

(2) 取組から見えてきた課題

【時間外在校等時間 年 360 時間以内の教員数の割合】 R2、R3

《小学校》

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養 護	栄 養	事 務	計
R2	55. 6%	11. 1%	0%	35. 7%	66. 7%	50%	90%	40. 1%
R3	33. 3%	11. 1%	0%	39. 6%	66. 7%	50%	66. 7%	40. 5%

《中学校》

	校長	教頭	主幹教諭	教諭	養 護	栄 養	事 務	計
R2	66. 7%	33. 3%	50%	66. 1%	100%		100%	67. 5%
R3	33. 3%	33. 3%	50%	57. 8%	100%		100%	59. 5%

【ストレスチェックの結果：幸手市】 R3

	仕事の負担	職場のサポート	総合健康リスク
幸手市教育委員会	1 0 3	7 7	7 9

これまでの本市における取組や「時間外在校等時間 年 360 時間以内の教員数の割合」の推移や「ストレスチェックの結果：幸手市」を踏まえ、今後の教職員の働き方改革推進に関する方針を定める上で、幸手市の課題について次のように整理しました。

- ・各校の工夫した働き方改革における取組等により、教職員の勤務時間への意識は向上しつつある。しかし、依然として教職員が多岐に渡る様々な業務に取り組まなくてはならない環境の中で、多くの教職員が所定の勤務時間を超えての長時間勤務となっている状況にあること。

3 基本方針と目標指標

(1) 基本方針

改定された県の基本方針において、県、市町村、学校が一体となって取り組むことが示された四つの視点、本市の課題を踏まえ、は基本方針を以下のように定めます。

- ① 教職員の負担軽減のための条件整備 【重点】
- ② 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減 【重点】
- ③ 教職員の健康を意識した働きの推進
- ④ 保護者や地域の理解と連携の促進

(2) 目標指標

・ 時間外在校等時間について

令和4年度目標

時間外在校等時間 月 **45** 時間以内を目安に、年 **360** 時間以内の教員数の割合を、令和4年度末までに **80**%にする。

令和5年度目標

時間外在校等時間 月 **45** 時間以内を目安に、年 **360** 時間以内の教員数の割合を、令和5年度末までに **90**%にする。

令和6年度目標

時間外在校等時間 月 **45** 時間以内を目安に、年 **360** 時間以内の教員数の割合を、令和6年度末までに **100**%にする。

・教職員の健康状態の向上について

令和4年度目標

ストレスチェックにおける「総合健康リスク」「職場のサポート」の結果が、市全体でいずれも厚生労働省が示す標準値（100）を下回っており、「仕事の負担」は標準値 100+3 を下回っている。

令和5年度目標

ストレスチェックにおける「総合健康リスク」「職場のサポート」の結果が、市全体でいずれも厚生労働省が示す標準値（100）を 20 以上下回っており、「仕事の負担」は標準値 100+2 を下回っている。

令和6年度目標

ストレスチェックにおける「総合健康リスク」「職場のサポート」の結果が、市全体でいずれも厚生労働省が示す標準値（100）を 21 以上下回っており、「仕事の負担」は標準値 100+1 を下回っている。

・働き方改革推進における評価について

令和4年度目標

学校評価（12月実施）による質問項目で、「学校における働き方改革が推進され、子どもと向き合う時間が増えてきている。」という項目に対し、教職員による肯定的な回答が、40%以上となっている。

令和5年度目標

学校評価（12月実施）による質問項目で、「学校における働き方改革が推進され、子どもと向き合う時間が増えてきている。」という項目に対し、教職員による肯定的な回答が、50%以上となっている。

令和6年度目標

学校評価（12月実施）による質問項目で、「学校における働き方改革が推進され、子どもと向き合う時間が増えてきている。」という項目に対し、教職員による肯定的な回答が、60%以上となっている。

4 目標達成に向けた四つの視点と主な取組

(1) 教職員の負担軽減のための条件整備 【重点】

業務の効率化の推進

- 【市】成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のためのICTの活用を推進するために、「校務支援システム」の有効活用法について周知します。
- 【市】県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進します。
- 【市】教員業務支援員(※スクール・サポート・スタッフ)の効率的な運用を推進し、教職員がより一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、職場環境の整備を図ります。

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減 【重点】

幸手市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- 【市】市教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、2年次、5年次は市教育委員会または、他の教育団体の研究授業と兼ねられるようにします。
- 【市】市教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の運営方法を変更します。
 - ・過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮します。
- 【市】市教育委員会が主催する研修会等について、精選するとともに、目的と時間を明確にし、実施します。
- 【市・学校】市教育委員会と、市教育研究会が行う研修等で、協賛できるものを検討し、改善していきます。
- 【市・学校】「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知し、各学校の実情に応じて活用していきます。

(3) 教職員の健康を意識した働きの推進

教職員の健康管理

- 【市・学校】教職員の健康管理推進のため、ICカード等による客観的な方法で在校等時間を確実に把握していきます。
- 【市】校長研究協議会等で、先行事例の紹介を行い、各校の働き方改革を普及します。
- 【市】全校のストレスチェック結果を分析して各学校に適切な助言・指導を行います。

労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【市】学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。

週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 【市】週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で周知します。
- 【市・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 【市・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

教育課程編成の見直しによる縮減

- 【市・学校】授業時数及び学校行事に係る時数を明らかにし、計画的に教育課程を実施していきます。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【市・学校】市教育委員会作成のリーフレットを作成し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 【市・学校】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を実施し、保護者・地域の人材を活用していきます。

「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【市・学校】「ふれあいデー」を、毎月21日前後で設定できる日とします。
- 【市・学校】「学校閉庁日」を、毎年8月12, 13, 14, 15, 16日とします。
- 【市・学校】「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。

「幸手市立中学校部活動の在り方に関する方針」の推進

- 【市・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「幸手市立中学校部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働きかけます。